

使わなかった年休はどうなるの？

今年もまた年休流してしまいそうだ…もったいない！



人が足りないのは、会社の責任なのでは…

年休を賃金と考えるとどの位の価値になるのでしょうか？

(例)Aさん

基本給 220,000円として考えます。ある月の労働日が 22日とすると、1日あたり 10,000円となります。もし、年休を流すことになってしまった場合、流した日数×10,000円(休みながら賃金を得る権利)が無くなってしまいます。

年休を申し込んでも取得できないのは会社の責任です。全員が年休を完全消化できる為の要員を会社が確保しなければいけないと思うのですが、いかがでしょうか？

年休を価値を考えてみましょう

しかし、何度も言うように年休取得は労働者の権利です。自分の私生活を充実させ仕事での生産性を高めるためになくしてはならない権利です。ここで考えてみて下さい。年休を取得しない場合、「一番得するのは一体誰なのでしょう？会社ですかね？」

年休には有効期限があるのを知っていますか？付与されて2年間となっており、使わなかった場合は消滅してしまいます。一部積立保存休暇として積み立てられますが、詳しくは今後の「若い力」でお知らせします。みなさんの年休の取得状況はいかがですか？なかなか希望する日に取得することができないという方も多いことでしょう。ところで、みなさんは年休を取ることに対して後ろめたさを感じていないでしょうか？自分が休んだら他の社員に申し訳ない「この時期に休んだら会社に迷惑がかかる」年休を取ったら評価がさがるのではないかと等、私たち社員自身が考えているところも少しはあるのではないのでしょうか？

年休は2年間有効です



若い力

第 49 号

2016年 6月1日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515